

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）骨子案に対する市民意見の募集について

御意見
募集！



パブコメ君

- 社会福祉法の一部が改正され、無料低額宿泊所について、入所者に対する適切な居住環境及びサービスが提供されるよう、都道府県、政令指定都市等が、施設の設備及び運営の基準を条例で定めることとなりました。
- 京都市では、この条例の制定に向けて、「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）骨子案」（以下、「条例骨子案」という。）を作成しました。
- つきましては、市民の皆様から、条例骨子案について御意見を募集します。

募集期間 令和元年11月18日（月）～令和元年12月18日（水）【必着】

提出方法 郵送、FAX、電子メール又は京都市情報館（京都市役所ホームページ）意見募集フォームにて御提出いただきます。

※様式は自由です。（背表紙の意見記入用紙を御利用いただけます）。

提出先 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 低所得者支援担当

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1

中信御池ビル3階

電話：075-251-1175

FAX：075-256-4652

電子メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

令和元年11月



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 条例の目的

無料低額宿泊所（以下「施設」という。）の設備及び運営の基準^{*}について条例で定め、施設を設置しようとする事業者に当該基準を遵守させることにより、入所者の自立を助長する適切な居住環境とサービスを確保しようとするものです。

※ 無料低額宿泊所を運営するに当たって守るべき人員配置、居室等の設備及び運営の方法等を定めるものです。

2 無料低額宿泊所について

社会福祉法上は、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設」とされています。

具体的には、様々な要因によって生活に困窮し、居宅で日常生活を送ることが困難な方が、居宅生活を送ることが可能となるまでの一定の期間、入所する施設です。

3 主な内容

(1) 国が示す省令に基づき設ける主な基準

項目	概要
構造設備等の一般原則	・日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること
職員の資格要件	・施設長（社会福祉主事、社会福祉事業等に2年以上従事） ・職員（できる限り社会福祉主事）
運営規程	・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること ・運営規程を定め、又は変更した場合は、京都市に届けること
非常災害対策	・消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること ・非常災害に対する具体的計画の策定及び関係機関との連絡体制を整備すること ・年1回以上、避難、救助その他必要な訓練を実施すること
規模	・5人以上入所できること
設備に関する基準	・建築基準法及び消防法の規定を遵守すること ・居室の定員は、1人とすること ・居室は、地階に設けてはならない ・居室の床面積は、7.43㎡以上（地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上）

項目	概要
	<p>【設けなければならない設備】</p> <p>居室，炊事設備，洗面所，便所，浴室，洗濯室又は洗濯場</p> <p>【必要に応じて設けなければならない設備】</p> <p>共用室，相談室，食堂</p>
入所申込者に対する説明，契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・文書により契約締結すること ・保証人を立てさせてはならない
利用料の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料として次の費用を受領できる <p>食費，居室使用料，共益費，光熱水費，日用品費，基本サービス費，日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用</p>
サービス提供の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーを確保すること ・サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行い，入所者に対し，サービスを提供する上で必要な事項について，理解しやすいように説明をすること
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に食事を提供する場合，量及び栄養等を考慮した食事を，適切な時間に提供すること
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として，1日に1回の頻度で入所者に入浴の機会を提供すること
状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1日に1回以上，入所者に対する状況把握を行うこと

(2) 本市が独自で設ける基準

①人権の尊重に係る措置（人権・虐待防止の体制整備及び研修実施）

入所者の人権を尊重し，虐待の防止を推進する観点から，職員に対する入所者の人権擁護，虐待防止等のための責任者の配置等による体制整備及び研修実施に関する事業者の努力義務の規定を追加します。

②暴力団の排除（役員等の暴力団員等を排除）

平成24年3月の「京都市暴力団排除条例」の制定を踏まえ，施設の運営に当たっては，暴力団員等の支配を受けてはならない旨の規定を追加します。

③地震に対する安全性の確保（耐震性の確保）

入所者の安全・安心を確保する観点から，施設を新しく開所又は移転する場合は，耐震性を有する建築物での事業を必須とする旨の規定を追加します。

4 資料の配布場所について

意見の募集期間内に、条例骨子案について記載したパンフレットを、各区役所（支所）、市役所案内所、情報公開コーナー及び保健福祉局生活福祉課で配布しています。

また、条例骨子案については、京都市情報館（京都市役所ホームページ）にも掲載します。

【京都市情報館(京都市役所ホームページ)】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000259633.html>

5 御意見の取扱いについて

この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

また、御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、上記のホームページで公表します。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する 条例(仮称)骨子案に対する御意見記入用紙



075-256-4652

京都市保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課「低所得者支援担当」行

様式は問いません。この用紙を郵送やFAX用に御利用いただいても結構です。

◆御意見御記入欄

1. 国が示す省令に基づき設ける主な基準に関すること
2. 本市が独自で設ける基準に関すること
3. その他の御意見等

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ下記の項目に当てはまる番号に「○」を御記入ください。

- 【年 齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代以上
- 【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市通勤・通学（京都市在住除く）
 3 1, 2以外



発行 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課
発行月 令和元年11月
京都市印刷物 第313160号